

島根県立大学浜田キャンパス後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、島根県立大学浜田キャンパス後援会と称する。

第2条 本会は、島根県立大学浜田キャンパスの教育振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、島根県立大学浜田キャンパス内に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生を増進
- (2) 教育設備等の充実
- (3) その他本会の目的を達成するに必要な事項

第3章 会 員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 島根県立大学浜田キャンパスに在学する学生の保護者及び社会人学生。
- (2) 院生会員 島根県立大学浜田キャンパス大学院に在学する大学院生。
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する者。(教職員を含む)

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 顧問 4名
- (5) 監 事 2名

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を処理し、必要あるときは理事会を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 理事は、重要事項を審議し、本会の事業を企画執行する。
- (4) 顧問は、島根県立大学教職員を代表し、理事会の審議に加わる。
- (5) 監事は、年1回以上会計監査を行い、これを総会に報告しなければならない。

第8条 役員の出選方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、正会員の中から互選する。
- (2) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (3) 顧問は、島根県立大学学部長、学生生活部長及びキャリア担当教員をもってあてる。

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

第10条 補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後でも後任者の決定するまでは、その業務を執行するものとする。

第11条 本会は、島根県立大学学長を名誉会長として置き、必要に応じ助言を求めることができる。

第5章 総会

第12条 総会は正会員及び院生会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

2 賛助会員は総会に出席できるが議決には参加できないものとする。

3 総会は、下記の事項について審議する。ただし、緊急を要する事項については、理事会が総会の権限を代行し、次の総会に報告するものとする。

(1) 歳入・歳出予算の議決並びに決算の承認

(2) 役員の変更

(3) 会則の変更

(4) その他重要な事項

第13条 総会は、毎年1回4月に開催する。ただし、理事会で必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

第14条 総会の議長は、会長とする。

第15条 会議の議決は、出席した正会員及び院生会員の過半数の同意があることを要する。

第6章 一般会計

第16条 本会計の収入は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第17条 正会員は、会費50,000円を入学時に納付しなければならない。編入学及び転入学の学生に係る正会員は年額を12,500円とし、当該学生が本学に在学すべき年数に応じた額を、入学時に納付するものとする。

2 院生会員のうち、修士課程及び博士前期課程に在学する院生会員は12,500円を、博士後期課程に在学する院生会員は18,750円を、入学時に納付しなければならない。

3 賛助会員の会費は、1口を1,000円とし、個人は1口以上、法人等は10口以上を年度当初に納付するものとする。

第18条 一旦納付した会費は、返戻しない。但し、第5条による会員資格を失った場合は、在学年度に応じて会費を返還することができる。

第19条 本会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 削除

第20条から第22条まで 削除

第8章 削除

第23条から第25条まで 削除

第9章 事務局

第26条 本会の事務を処理するため、事務局長及び担当職員を置く。

2 事務局長は、島根県立大学浜田キャンパス事務局内の本会を担当する部署の長、職員は当該部署内の職員をもって充てる。

3 事務局長は会長の命を受けて事務を掌理し、職員は事務に従事する。

附 則

この会則は、平成12年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月6日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

2 兄弟姉妹で島根県立大学浜田キャンパス及び島根県立大学浜田キャンパス大学院に在学する場合に係る会費は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず同時に在学する年度について、当該在学者のうち1名は第17条第1項及び第2項により算出した年額相当額とし、その他の在学者については、1名当たり第17条第1項及び第2項により算出した年額相当額の二分の一とする。

3 前項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月3日から施行する。